様式第三号の三を次のように改める。

（日本産業規格Ａ列４）

様式第３号－３（第１面）

雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書

年　月　日

雇用保険等の被保険者資格取得の状況について、下記のとおり報告します。

（ふりがな） １　事業所の名称	

【雇用保険】

２　適用事業所番号		３　派遣労働者のうち、未加入者数	人

４　未加入者の氏名及び未加入の理由

氏　名	未加入の理由は以下①～④より選択	「④　その他」を選択した場合に具体的な理由を記載

【雇用保険の未加入の理由】
① １週間の所定労働時間が20時間未満である者
② 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
③ 昼間学生（労働者派遣法施行令第４条第２項第２号に掲げる者をいう。）
④ その他

【健康保険・厚生年金保険】

５	事業所整理記号		６	派遣労働者のうち、未加入者数	健康保険	人
	事業所番号				厚生年金	人

７　未加入者の氏名及び未加入の理由

氏　名	種類	未加入の理由は以下①～③より選択	①を選択した場合に（ア）～（エ）の該当する項目を全て記載 「③　その他」を選択した場合に具体的な理由を記載
	健康保険		
	厚生年金		
	健康保険		
	厚生年金		
	健康保険		
	厚生年金		
	健康保険		
	厚生年金		
	健康保険		
	厚生年金		

【健康保険・厚生年金保険の未加入の理由】
①　１週間の所定労働時間又は１月間の所定労働日数が通常の労働者の４分の３未満の短時間労働者であって、
次の（ア）～（エ）のうちいずれかに該当する者
（ア）　１週間の所定労働時間が20時間未満であること
（イ）　賃金の月額が8.8万円未満であること
（ウ）　学生であること
（エ）　被保険者が常時100人以下であり、任意特定適用事業所の申出がなされていない事業所に使用されていること
② ２か月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの
③ その他

（日本産業規格Ａ列４）

様式第３号－３（第２面）

（記載要領）
1　本様式は、派遣労働者のうち、雇用保険等の未加入者がいる場合に提出を要すること。
2　雇用保険等の資格取得状況について、許可又は更新の申請日における状況を本様式に記載すること。
3　１欄は、該当事業所の名称を記載すること。
4　２欄、３欄、５欄及び６欄には、様式第３号第１面５欄において労働保険等の加入状況を記載したものを記載すること。
5　４欄及び７欄には、未加入者ごとに未加入の理由を雇用保険は①から④、健康保険・厚生年金保険は①から③のうちからそれぞれ選択すること。
6　４欄で④その他を選択した場合は、未加入の理由を具体的に記載すること。
7　７欄で①を選択した場合は、（ア）～（エ）のうち、該当する項目を全て記載すること。
8　７欄で③その他を選択した場合は、未加入の理由を具体的に記載すること。
9　７欄について、健康保険・厚生年金保険の種類それぞれの状況を記載すること。
10　【健康保険・厚生年金保険の未加入の理由】の①の「通常の労働者」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第３条第１項第９号及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第12条第５号に規定する通常の労働者を、「短時間労働者」とはこれらの規定に規定する短時間労働者をいうこと。
11　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

告　示

○文部科学省告示第九十九号

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

令和四年六月二十一日　　文部科学大臣　末松　信介

一　平成二十年文部科学省告示第五十一号（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第十条第一項第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者）

二　平成二十年文部科学省告示第百六十二号（教育職員免許法施行規則第六十一条の四第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示）

三　平成二十年文部科学省告示第百六十三号（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第三条第四号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示）

四　平成二十年文部科学省告示第百六十四号（免許状更新講習規則第九条第一項第四号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示）

附　則

この告示は、令和四年七月一日から施行する。